平成２５年（フ）第１００８７号
東京都北区桐ケ丘１丁目６－３－1507
債務者　長田　隆史
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１００号
東京都立川市砂川町８丁目57－４－305
債務者　小林マリア　ヒルダ　パガドルこと
コバヤシ　マリア　ヒルダ　パガドル
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８９号
静岡市清水区八坂北１丁目11番31号　サンクレスト八坂Ⅱ201号、旧住所静岡市清水区梅ヶ谷693番地の９
債務者　松野　　悟
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９８号
静岡市駿河区下島324番地　平瓮ビルＰＡＲＴ－１　602号
債務者　櫻井　利男
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１４２号
大阪市城東区関目２丁目９番20号
債務者　森田惠津子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６８号
大阪市城東区今福東３丁目４番９－510号
債務者　浦郷　広美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３７３号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目２番６号
債務者　益田サヨ子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０５号
東京都八王子市美山町1251番地シャトレ美山101号
債務者　大間　惇博
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０６号
東京都八王子市美山町1251番地シャトレ美山101号
債務者　大間　　博
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３８２号
静岡県浜松市東区和田町358番地の７　コーポアイリス201
債務者　藤田　正子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
静岡県浜松市東区常光町354番地の３　コーポベルライト102号室
債務者　畠山　咲希
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
釧路市中島町１番125号
債務者　奥山　理恵（旧姓小竹）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４１９号
岡山市南区築港元町２番５号レジデンス山地201号、旧住所岡山市南区豊成３丁目15番15号アルファウィズ芳泉103号
債務者　山本明子こと　金　　明姫
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６６号
岡山市南区若葉町４番３号ｅｉｒａｋｕⅡ202号
債務者　利廣　正茂
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００２６号
東京都町田市鶴間239－１－911
債務者　進藤由美子（旧姓阿藤）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部